

新型コロナウイルス感染症に関連した学籍、 授業料徴収等の特別措置について

下記のとおり特別措置を実施することとなりましたので、①～⑧のいずれかに該当し、手続きを希望する場合は、下記の期限までに総合文化大学院チームへ必要書類等を提出してください。

記

① 2021 年 3 月修了見込であった者の在学期間延長の特例

(対象) 2021 年 3 月修了見込であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により修了することができず、在学年限(修士課程：3 年、博士後期課程：5 年)を超える見込の者

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする学業・研究等の中断により、2021 年 3 月に修了できず、在学年限(修士課程：3 年、博士後期課程：5 年)を超える見込みで、在学期間の延長を希望する場合。

なお、2021 年度授業料のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間に相当する期間の授業料を不徴収とすることが可能。

※延長が可能な期間は、2021 年度末まで。

(提出書類)

- ・ 特例による在学期間延長願【所定様式】、指導教員等による意見書【所定様式】

② 2021 年 3 月修了見込者の在学期間延長の特例

(対象) 2021 年 3 月に修了要件を満たす見込の者

修了要件を満たしているにも関わらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き在学を希望する場合。

なお、2021 年度授業料のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間に相当する期間の授業料を不徴収とすることが可能。

※延長が可能な期間は、2021 年度末まで。

(提出書類)

- ・ 修了延期願【所定様式】、指導教員等による意見書【所定様式】、延長期間中における行動計画書【所定様式】

③ 長期履修制度の適用

(対象) 2020 年度に在籍している学生

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする長期履修制度の適用が認められ、最終年次や年度途中（A 1 ターム（A セメスター）の開始）から長期履修を開始することも可能とされた。

※2021 年度までの措置のため、長期履修開始時期は 2021 年 4 月または 2021 年 10 月。

(提出書類) ※事前に総合文化大学院チームへ問い合わせること。

- ・ 長期履修申請書類一式、理由書（様式任意）、指導教員等による意見書【**所定様式**】

④ 在学期間延長に伴う授業料の不徴収

(対象) 2021 年 3 月修了見込であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により修了することができず、在学期間延長を行う者

新型コロナウイルス感染症の影響による学業・研究の中断のために修了できず、在学期間を延長することとなった場合に、2021 年度授業料のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間に相当する期間の授業料を不徴収とすることが可能とされた。

(提出書類)

- ・ 在学期間延長届、理由書（様式任意）、指導教員等による意見書【**所定様式**】

⑤ 休学

(対象) 2020 年度在籍者

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする休学を許可し、当該休学期間を休学可能期間（修士課程：2 年、博士課程：3 年）に含めないことが可能とされた。

※上記の休学が可能な期間は、2022 年 3 月まで。

(提出書類)

- ・ 休学願及び添付書類、指導教員等による意見書【**所定様式**】

⑥ 再入学の場合の学費の不徴収

(対象) 2020 年度在籍者

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする学業・研究等の中断にも関わらず、何らかの事情により休学または在学期間の延長ができずに退学し、その後再入学をする場合、再入学にかかる検定料、入学料及び授業料を徴収しないこととすることができる。

※ただし、授業料を徴収しない期間は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと認められた期間とする。

(提出書類) ※退学手続き時に必要書類を提出すること。

- ・ 退学願、理由書（様式任意）、指導教員等による意見書【**所定様式**】

⑦ 大学院研究生の学費の不徴収

(対象) 2020 年度博士後期課程在籍者

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする学業・研究等の中断にも関わらず、何らかの事情により休学または在学期間の延長ができずに退学し、大学院研究生として入学し博士の学位取得を目指すことを希望する場合、大学院研究生の検定料、入学料及び授業料を徴収しないこととすることができる。

※ただし、授業料を徴収しない期間は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと研究科が認めた期間とする。

(提出書類) ※退学手続き時に必要書類を提出すること。

- ・退学願、理由書(様式任意)、指導教員等による意見書【[所定様式](#)】

⑧ 2020 年度中に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者の将来的な特別措置の適用

(対象) 2020 年度在籍者

2020 年度中に新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする学業・研究等の中断があり、将来的に特別措置の申請を行う可能性がある場合。

なお、2022 年度以降の特別措置について、現時点で適用の可能性があるのは、[上記④⑥⑦のみ](#)。

※今年度中の申請に基づき、将来的に特別措置の申請があった場合の適用の可否や範囲を判断することとなるので、該当する場合は、下記の期限までに手続きを行うこと。

(提出書類)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に関する説明文書(様式任意)、指導教員等による意見書【[所定様式](#)】

【特別措置の手続のための所定様式】

- ・[特例による在学期間延長願](#)・[修了延期願](#)・[延長期間中における行動計画書](#)
- ・[指導教員等による意見書](#)

【提出期限】

①、②：2021 年 2 月 12 日(金)まで

③～⑧：2021 年 3 月 2 日(火)まで

※③について、2021 年 10 月から長期履修を開始する場合は、2021 年 6 月中旬まで

※⑤について、2021 年 5 月以降に休学を開始する場合は、休学期間開始の 1 ヶ月前まで

※⑥及び⑦について、2021 年 4 月以降に退学をする場合は、退学日の 2 ヶ月前まで

【提出場所】 教務課総合文化大学院チーム

(アドミニストレーション棟 1階5番窓口)

※ 新型コロナウイルス感染症対応のため、電子ファイルによる提出も認める。

①②④⑥⑦ : <https://forms.gle/1izH2DpLZePpViuf8>

⑤ : <https://forms.gle/GPUPeCqjP78ZLYr28>

⑧ : <https://forms.gle/2jGPjq5DWB2hDP4j7>

【特別措置の適用の可否の通知】 ①、② : 2021年3月1日(月)

③～⑧ : 2021年4月末頃

※上記の手続きについては、総合文化大学院チームへの書類提出後、所属専攻・プログラム及び研究科において承認が得られた場合に許可されることとなります。

不明な点等は、総合文化大学院チームまでお問い合わせください。

2021年1月25日 総合文化大学院チーム